



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第14号 令和3年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
2 2	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
2 3	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
2 4	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番号	表題	担当課名
2 4 6	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課 行政改革室

【訓令】

番号	表題	担当課名
9	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課 行政改革室
1 0	徳島県推進本部設置規程	同
1 1	とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）

一 災害発生時の初動対応から、応急対応、復興支援までを一体的に捉え、大規模災害からの迅速かつ円滑な復興を図るための取組を推進するため、とくしまゼロ作戦課に事前復興室を設置することとした。

二 温室効果ガス排出量の削減と、環境と経済の好循環の実現を目指し、自然エネルギーの活用等の、グリーン社会の実現に向けた先進的な取組を推進するため、環境首都課をグリーン社会推進課へ改組することとした。

三 「まち・ひと・しごと」に関する施策を一体的に展開するとともに、本県への就学や就業の機会の創出による、都市から地方への人の流れを加速させるため、とくしまぐらし応援課及び学び・働き創造室を設置することとした。

四 経済社会構造の急速な変化の中で、限られた資源を有効に活用し、本県における行政分野のデジタル化を推進するため、Society5.0推進課をデジタルとくしま推進課へ改組することとした。

五 県民の活動と交流に資する新たな拠点の整備等の施策により、本県の文化及び芸術の振興を推進するため、県民文化課を文化・未来創造課へ改組することとした。

六 スポーツを通じた交流による地域の活性化や、国内外からのスポーツ大会の誘致等により県内への誘客を図るため、スポーツ振興課にスポーツツーリズム推進室を設置することとした。

七 県民の健康に影響を及ぼす感染症の発生及びまん延を防止するための施策を強力に推進するため、感染症対策課を設置することとした。

八 新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの早期接種に向けた体制を整備し、検査や治療に必要な医療物資の調達及び罹患者の入院に係る医療機関との調整を効率的に実施するため、ワクチン・入院調整課を設置することとした。

九 情報通信技術を活用し、農業の省力化と高品質生産を推進するとともに、気候変動に対応可能な作物品種の導入により、未来を見据えた生産力の強化を図るため、もうかるブランド推進課に次世代農業室を設置することとした。

十 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

十一 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第二十四号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県公有財産取扱規則

3 徳島県職員被服等貸与規則

4 徳島県環境影響評価条例施行規則

5 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則

二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十二号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表未来創生文化部の項を削り、同条第二項の表危機管理環境部の項中「環境首都課」を「グリーン社会推進課」に改め、同表政策創造部の地方創生局の項中「とくしま回帰推進課 Society五・〇推進課」を「とくしまぐらし応援課 デジタルとくしま推進課」に改め、同表未来創生文化部の項を次のように改める。

未来創生文化部

未来創生政策課 ダイバーシティ推進課 男女参画・人権課 次世代育成・青少年課 文化・未来創造課 文化資源活用課 スポーツ振興課

第五条第二項の表保健福祉部の項中「健康づくり課」を「健康づくり課 感染症対策課 ワクチン・入院調整課」に改める。
第七条の表環境首都課の項を次のように改める。

とくしまゼロ作戦課

事前復興室

第七条の表人事課の項を次のように改める。

とくしまぐらし応援課

学び・働き創造室

第七条の表中管財課の項を削り、次世代育成・青少年課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課

スポーツツーリズム推進室

第七条の表健康づくり課の項から観光政策課の項までを削り、同表もうかるブランド推進課の項中「輸出・六次化推進室」を「次世代農業室」に改め、同表スマート林業課の項を削る。

第十八条第二項の表大学・産業創生統括監の項の前に次のように加える。

危機事象統括監	危機管理環境部	上司の命を受け、県民の生命、財産等に被害をもたらす危機事象の発生への対応に関する事項を統括整理する。
グリーン社会	危機管理環境部	上司の命を受け、グリーン社会の実現に向けた取

統括監		組に関する事項を統括整理する。
-----	--	-----------------

第十八条第二項の表大学・産業創生統括監の項の次に次のように加える。

感染症・疾病 予防統括監	保健福祉部	上司の命を受け、感染症の発生及びまん延の防止並びに疾病の予防に関する事項を統括整理する。
動物由来感染症 統括監	農林水産部	上司の命を受け、家畜衛生対策の推進による動物由来感染症のまん延の防止に関する事項を統括整理する。

第十八条第二項の表男女共同参画交流センター所長の項の項名を「男女共同参画総合支援センター所長」に改め、同項中「徳島県立男女共同参画交流センター」を「徳島県立男女共同参画総合支援センター」に改め、同表中大学・産業創生室長の項、運航安全管理幹の項、災害医療幹の項、出納室長の項及び防災連携担当室長の項を削り、くらし安全担当室長の項から移住交流担当室長の項までを次のように改める。

消費者行政 ローバル担当 室長	消費者くらし安 全局消費者政策 課	上司の命を受け、消費者施策に係る国際的な取組の推進に関する施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
5G実装担当 室長	地方創生局デジ タルとくしま推 進課	上司の命を受け、第五世代移動通信システムの利活用に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
情報発信担当 室長	感染症対策課	上司の命を受け、感染症の発生及びまん延の防止に係る情報の発信に関する事務を処理する。

第十八条第二項の表中業務改革・セキュリティ担当室長の項、ワールドマスターズゲームズ担当室長の項、農地利用調整担当室長の項、振興指導担当室長の項及び新技術鉄道担当室長の項を削り、情報公開個人情報担当室長の項の次に次のように加える。

スマート会計 担当室長	会計課	上司の命を受け、会計に関する事務処理の電子化及び一般歳入金のキャッシュレス化に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------------	-----	--

第十八条第二項の表公共入札担当室長の項の次に次のように加える。

運航安全管理 幹	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
-------------	-------	---

災害医療幹	医療政策課広域医療室	上司の命を受け、災害医療体制の確保並びに災害時医療活動における応援及び受援に関する事務を処理する。
-------	------------	---

第三十三条第一項の表危機管理部消費者くらし安全局の項の項名を「危機管理環境部消費者くらし安全局」に改める。
第三十四条第一項の表県土整備部の項を次のように改める。

県土整備部	徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター	阿南安芸自動車道及び徳島南部自動車道に連結する県道の用地取得に関する事務を処理するため	阿南市富岡町
-------	---------------------	---	--------

第三十九条第一項の表次長の項第十二号を次のように改める。
十三 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター
第四十一条第二項の表人材育成担当室長の項を削る。
第五十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第一国際スポーツ局の項を削る。
別表第二とくしまゼロ作戦課の項を次のように改める。

とくしまゼロ作戦課	一 南海トラフ巨大地震対策をはじめとする災害対策の企画及び調整に関すること。 二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 三 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。 五 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）の施行に関すること。 六 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。 七 総合情報通信ネットワークシステムに関すること。 八 戦略的災害医療プロジェクトに関すること。 九 徳島県災害医療推進基金に関すること。 十 徳島県防災会議及び徳島県石油コンビナート等防災本部に関すること。 十一 徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関すること（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。
-----------	--

<p>事前復興室</p>	<p>十二 徳島県復興指針に関すること。 十三 徳島県国土強靱化地域計画に関すること。 十四 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進に関すること。 十五 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の施行に関すること。 十六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十七 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十八 徳島県命を守るための大規模災害対策基金に関すること。</p>
--------------	---

別表第二環境首都課の項を次のように改める。

<p>グリーン社会推進課</p>	<p>一 環境政策の企画及び調整に関すること。 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に関すること。 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。 五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。 六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。 七 資源の再利用、再生化等に関する施策の企画及び調整に関すること。 八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。 九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。 十 省資源運動の推進に関すること。 十一 自然エネルギーに関する企画及び調整に関すること。 十二 自然エネルギー協議会に関すること。 十三 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。 十四 自然保護に関すること。 十五 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。 十六 徳島県環境創造基金に関すること。 十七 徳島県環境審議会に関すること。</p>
------------------	--

十八 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

十九 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。

別表第二消費者政策課の項中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 消費者施策に係る国際的な取組の推進に関すること。

別表第二総合政策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表総合政策課の広域行政室の項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村課の項第一号中「とくしま回帰推進課」を「とくしまぐらし応援課」に改め、同項中第十八号を第二十号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。

十六 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。

別表第二とくしま回帰推進課の項を次のように改める。

とくしまぐらし応援課	
学び・働き創造室	一 地方創生及び市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。 三 移住交流施策の推進に関すること。 四 地方創生推進員及び地域おこし協力隊の運営に関すること。 五 高等教育機関と連携した若者の就学及び就業の促進並びに産業振興をはじめとした地域の活力向上及び持続的な発展に関すること。

別表第二Society五・〇推進課の項の項名を「デジタルとくしま推進課」に改め、同項第一号中「Society五・〇」を「デジタル社会」に改め、同表人事課の項を次のように改める。

人事課
一 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。 二 職員の研修に関すること。 三 職員の給与及び勤務条件に関すること（総務事務管理課の分掌に属するものを除く。）。 四 職員の定数に関すること。 五 職員の勤務発明に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 職員団体に関すること。 七 行財政システムの改善に関すること。 八 行政組織に関すること。

	<p>九 権限の配分に関すること。</p> <p>十 事務能率の増進に関すること。</p> <p>十一 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の施行に関すること。</p> <p>十二 徳島県特別職報酬等審議会及び徳島県職員委員会に関すること。</p> <p>十三 徳島県職員倫理審査会に関すること（職員厚生課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十四 徳島県自治研修センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（県立総合大学校本部の分掌に属するものを除く。）。</p>
--	--

別表第二管財課の項を次のように改める。

<p>管財課</p>	<p>一 物品の取得、管理及び処分に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 万代庁舎及び合同庁舎並びにこれらの庁舎に勤務する職員を居住させることを目的とする公舎に関すること。</p> <p>三 県有車両の総括に関すること。</p> <p>四 県有車両の点検及び整備に関すること。</p> <p>五 県有車両（徳島県警察本部の管轄に属するものを除く。）の自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。</p> <p>六 公有財産の総括、報告の徴収並びに実地調査及び指示に関すること。</p> <p>七 県有建物の損害保険に関すること。</p> <p>八 普通財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>九 国有資産等所在市町村交付金に関すること（他課の分掌に属する特別会計に係る交付金の交付を除く。）。</p>
------------	---

別表第二男女参画・人権課の項第十五号中「徳島県立男女共同参画交流センター」を「徳島県立男女共同参画総合支援センター」に改め、同表県民文化課の項の項名を「文化・未来創造課」に改め、同表スポーツ振興課の項を次のように改める。

<p>スポーツ振興課</p>	<p>一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。</p> <p>二 東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金に関すること。</p> <p>三 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>四 徳島県立中央武道館に関すること。</p> <p>五 その他スポーツに関する事務で他課及びスポーツツーリズム推進室の分掌に属しないこと。</p>
----------------	--

スポーツ リズム 推進室	六 スポーツツーリズムの推進に関すること。 七 ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西の開催に関すること。
--------------------	---

別表第二国際スポーツ大会課の項を削り、同表健康づくり課の項を次のように改める。

健康づくり
課

- 一 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）の施行に関すること。
- 二 児童福祉法の規定による結核児童に対する療育医療給付等に関すること。
- 三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
- 四 健康増進法の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く）。
- 五 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）の施行に関すること。
- 六 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の施行に関すること。
- 七 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関すること。
- 八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十一号）の施行に関すること。
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の施行に関すること。
- 十 社会福祉法の施行に関すること（精神障害者福祉に係るものに限る）。
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に関すること（精神保健及び精神障害者福祉並びに身体障害児の育成医療に係るものに限る）。
- 十二 母体保護法（昭和二十三年法律第五百五十六号）の施行に関すること。
- 十三 国民健康づくり対策に関すること。
- 十四 生活習慣病対策に関すること。
- 十五 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の施行に関すること。
- 十七 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関すること。

	<p>ること。</p> <p>十八 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に關すること。</p> <p>十九 難病対策（慢性疾患により長期療養を要する児童等に対する児童福祉法の規定による医療給付等を含む。）に關すること。</p> <p>二十 徳島県小児慢性特定疾病審査会、徳島県精神保健福祉審議会、徳島県健康対策審議会及び徳島県指定難病審査会に關すること。</p> <p>二十一 徳島県精神保健福祉センターの庶務事務に係る連絡及び調整に關すること。</p>
--	---

別表第二健康づくり課の項の次に次のように加える。

感染症対策課	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）の施行に關すること。</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に關すること。</p>
ワクチン・入院調整課	<p>一 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の確保に關すること。</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資及び医療提供体制の確保に關すること。</p>

別表第二長寿いきがい課の項を次のように改める。

長寿いきがい課	<p>一 長寿対策の総合調整に關すること。</p> <p>二 高齢者の福祉に關すること。</p> <p>三 徳島県高齢者保健福祉計画に關すること。</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に關すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年徳島県条例第十九号）の施行に關すること。</p> <p>六 介護保険事業の運営に係る指導及び援助に關すること。</p> <p>七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行に關すること。</p> <p>八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に關すること（医療政策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>九 社会福祉法の施行に關すること（高齢者福祉に係るものに限る。）。</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に關すること（訪問看護に係るものに限る。）。</p> <p>十一 徳島県介護保険事業支援計画に關すること。</p>
---------	--

- 十二 高齢者の健康長寿の推進に関すること。
- 十三 地域包括ケアシステムに関すること。
- 十四 徳島県高齢者保健福祉基金及び徳島県介護保険財政安定化基金に関すること。
- 十五 徳島県介護保険審査会に関すること。

別表第二企業支援課の項第二十二号中「徳島県企業立地推進基金及び」を削り、同表観光政策課の項を次のように改める。

観光政策課	
<ul style="list-style-type: none"> 一 観光に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 観光資源の創出及び活用に関すること。 三 観光振興基本計画に関すること。 四 観光統計及び観光調査に関すること。 五 観光の紹介宣伝に関すること。 六 観光客の受入体制に関すること。 七 観光関係団体の育成指導に関すること。 八 旅行業に関すること。 九 住宅宿泊事業法の施行に関すること（宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の外国語による説明並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限る。）。 十 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 十一 物産の振興及び販路拡張に関すること。 十二 伝統工芸品産業の振興に関すること。 十三 物産関係団体の育成指導に関すること。 十四 観光政策課及びにぎわいづくり課の庶務事務の処理に関すること。 十五 徳島県観光審議会に関すること。 十六 徳島県関西本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（観光及び産業に係るものに限る。）。 	

別表第二農林水産政策課の項第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同項第十三号中「徳島県農林水産業未来創造基金」を「徳島県農業構造改革支援基金及び徳島県農林水産業未来創造基金」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の次に次の三号を加える。

- 十三 耕作放棄地対策に関すること。
- 十四 農地の有効活用に関すること。
- 十五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に関すること。

別表第二もうかるブランド推進課の項中第二号から第七号までを次のように改める。

- 二 農林水産物のブランド化に関すること。
- 三 農林水産業に関する新事業の創出に関すること。
- 四 農林水産物の紹介宣伝に関すること。
- 五 農林水産物の販路拡張に関すること。
- 六 地域資源の活用に関すること。
- 七 農商工連携の推進に関すること。

別表第二もうかるブランド推進課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号から第十六号までを削り、同表もうかるブランド推進課の輸出・六次化推進室の項を次のように改める。

次世代農業 室	<ol style="list-style-type: none"> 十一 園芸の振興に関すること。 十二 園芸農産物に関すること。 十三 特用農産物に関すること。 十四 食育の推進に係る企画及び調整に関すること。 十五 卸売市場に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十六 農林水産物の加工に関すること。 十七 主要農産物に関すること。 十八 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。 十九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（消費者くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 二十 稲、麦及び大豆の原原種の生産並びに原種の生産及び配布に関すること。 二十一 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。
------------	---

別表第二スマート林業課の項を次のように改める。

スマート林 業課	<ol style="list-style-type: none"> 一 林業の振興並びに森林及び林業に関する総合的な企画及び調整に関すること。 二 森林計画に関すること。 三 森林及び林業の統計に関すること。 四 林業技術の普及及び指導に関すること。 五 特用林産物の生産奨励に関すること。 六 林業金融に関すること（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。 七 森林病虫害等の防除に関すること。 八 森林災害予防の啓発に関すること。 九 林業用の種苗及び育種に関すること。
-------------	---

	<p>十 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）の施行に関すること。</p> <p>十一 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること。</p> <p>十二 環境緑化に関すること（都市緑化に係るものを除く。）。</p> <p>十三 地球温暖化の防止対策に関すること（森林の保全の推進等に係るものに限る。）。</p> <p>十四 スマート林業プロジェクトの推進に関すること。</p> <p>十五 造林に関すること。</p> <p>十六 間伐に関すること。</p> <p>十七 林業労働者対策に関すること。</p> <p>十八 森林組合に関すること（法人検査課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>十九 木材産業の振興に関すること。</p> <p>二十 木材の利用促進に関すること。</p> <p>二十一 県営林及び公団造林に関すること。</p> <p>二十二 公有林に関すること。</p> <p>二十三 入会林野等に関すること。</p> <p>二十四 徳島県森林整備担い手対策基金、徳島県森林整備地域活動支援基金及び徳島県公有林化等推進基金に関すること。</p> <p>二十五 徳島県森林審議会に関すること。</p> <p>二十六 徳島県貯木場、徳島県立神山森林公園及び徳島県立高丸山千年の森に関すること。</p>
--	--

別表第二生産基盤課の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「ことを」を「ものを」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「ことを」を「ものを」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行に関すること。

別表第二高規格道路路課の項第四号中「徳島県横断道・幹線道路用地推進センター」を「徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター」に改め、同表住宅課の建築指導室の項中第三十四号を第三十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

三十四 重要建築物の企画及び設計の技術的支援に関すること。

三十五 応急仮設住宅の建設及び借上げに関すること。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十二号及び第三十三号を削り、第三十一号を第三十三号とし、第十八号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を削り、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同表住宅課の項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 建築物耐震化対策の総合的な企画及び調整に関すること。

十五 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関

すること。

別表第二住宅課の項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 老朽危険空き家・空き建築物の除却に関すること。

別表第五徳島県東部県税局の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同表徳島県東部農林水産局の項第六号中「(平成二十五年法律第百一号)」を削る。

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第三号から第八号までを削り、第九号を第三号とし、第十号から第十四号までを六号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第九号とし、第十七号から第二十二号までを七号ずつ繰り上げ、第二十三号及び第二十四号を削り、同項に次の四号を加える。

十六 農産物の安全性の確保に関する施策の推進に関すること。

十七 農薬及び肥料に関すること。

十八 植物防疫(森林に係るものを除く。)に関すること。

十九 農作業及び農業機械の安全対策に関すること。

別表第六徳島県横断道・幹線道路用地推進センターの項の項名を「徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター」に改め、同項中「横断道路及び幹線道路の工事(横断道路と県道阿南勝浦線及び県道阿南小松島線との連結に係る工事を含む。)」を「阿南安芸自動車道の建設工事並びに徳島南部自動車道に連結する県道阿南勝浦線及び県道阿南小松島線の建設工事」に改める。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項第三十九号中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「(昭和二十三年法律第百三十五号)」を加え、同項第四十号中「徳島県学校職員給与条例」の下に「(昭和二十七年徳島県条例第四号)」を加える。

別表第八第四号中「危機管理環境部環境首都課」を「危機管理環境部グリーン社会推進課」に改め、同表第二十七号中「未来創生文化部県民文化課」を「未来創生文化部文化・未来創造課」に改め、同表第三十号中「未来創生文化部国際スポーツ局スポーツ振興課」を「未来創生文化部スポーツ振興課」に改め、同表中第三十九号を削り、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七	徳島県小児慢性特定疾病審査会	保健福祉部健康づくり課
-----	----------------	-------------

別表第八第四十号中「保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対策室」を「保健福祉部健康づくり課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二服務関係事項の項第七号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第五条第一項の規定による所属職員の勤務時間等の指定

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第一号の2及び第六十三号の2中「保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対策室長」を「保健福祉部健康づくり課長」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第十八号の8を削り、同表徳島県東部県土整備局長の項第十号の7中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同号の8中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号の9中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同号の10中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同号の11中「第三十四条」を「第三十九条」に改め、同号の12中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同号の13中「第三十七条」を「第四十二条」に改め、同号の14中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同項第十七号中28を30とし、21から27までを2ずつ繰り下げ、同号の20中「第四十八条の二十一第一項」を「第四十八条の三十八第一項」に改め、同20を同号の22とし、同号の19中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同19を同号の21とし、同号の18の次に次のように加える。

19 第四十八条の三十二第一項の規定による車両の停留の許可及び同条第三項の規定による変更の許可

20 第四十八条の三十四の規定による道路標識の設置

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第一号の3中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同号の4中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「家畜の」を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同項第十号中「第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査

2 第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可

3 第二十一条の規定による肥料の施用上の注意等の表示命令

4 第三十一条第二項及び第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止又は登録等の取消し並びに同条第七項の規定による処分をした旨の通知

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十号を第六号とし、第十一号から第十七号までを四号ずつ繰り上げ、同項に次の三号を加える。

十四 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による対策地域の指定、同条第三項（第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第三条第四項（第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による対策地域を指定した旨等の公告、報告及び通知
- 2 第四条第一項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除
- 3 第五条第一項の規定による対策計画の策定、同条第四項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議、第五条第五項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第五条第六項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による概要の公告及び通知
- 4 第六条第一項の規定による対策計画の変更
- 5 第八条第一項の規定による指定農作物等の範囲の決定及び特別地区の指定並びに同条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特別地区を指定した旨の公告、報告及び通知
- 6 第九条第一項の規定による特別地区の区域等の変更又は指定の解除
- 7 第十条の規定による農作物の作付け等に関する勧告
- 8 第十二条の規定による土壌汚染調査結果の公表
- 15 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十一条の規定による有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められた場合の報告

十六 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十一条第二項及び第四項の規定による農薬の販売の制限又は禁止

別表第二の三徳島県横断道・幹線道路用地推進センター所長の項の項名を「徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長」に改める。

別表第三個別事項の項第二十二号の15中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同号の16中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第一項の規定による措置命令及び同条第二項」に改め、同号の17中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同項第二十三号の11中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号の12中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号の13中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号の14中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号の15中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改める。

別表第九徳島県立学校の長の項の項名を「徳島県立学校（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）の長」に改める。

別表第十三第六号中「次のこと」の下に「（徳島中央警察署の長を除く。）」を加える。

別表第十四課、^{かい}廳、徳島県教育委員会、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部及び徳島県議会の所掌に属する物品に係る

次に掲げる事務の項の項名中「徳島県警察本部」の下に「（警務部会計課及び拠点整備課に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

<p>徳島県警察本部（警務部会計課及び拠点整備課を除く。）の所掌に属する物品に係る次に掲げる事務</p> <p>一 徳島県会計規則第九十二条の規定による物品の保管（会計管理者が指定する物品に限る。）</p>	<p>徳島県警察本部（警務部会計課及び拠点整備課を除く。）の物品出納員</p>
---	---

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十四号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「徳島県横断道・幹線道路用地推進センター」を「徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター」に改める。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県立農林水産総合技術支援センター 徳島県横断道・幹線道路用地推進センター」を「徳島県立農林水産総合技術支援センター」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県立南部テクノスクール」を「徳島県立南部テクノスクール 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「経営戦略部管財課施設最適化室長」を「経営戦略部管財課長」に改める。

第六十八条第二項中「経営戦略部人事課行政改革室」を「経営戦略部人事課」に、「管財課施設最適化室」を「管財課」に改める。

第六十九条中「経営戦略部管財課施設最適化室」を「経営戦略部管財課」に改める。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第三条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理環境部環境首都課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名中「危機管理環境部環境首都課」を「危機管理環境部グリーン社会推進課」に改め、同表徳

農業大学校においてほ場の維持管理作業に従事する職員

作業服上・下	三
防寒服	一
作業帽	二
安全靴	一
ゴム長靴	二
雨衣	一

島県立農林水産総合技術支援センターの項中

二年	一年	三年	一年	三年	二年

を

飼肥料の検査に 従事する職員	農業大学校においてほ場の維持 管理作業に従事 する職員						
	白衣	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	安全靴	作業帽	防寒服
—	二	—	二	—	二	—	三
一年	二年	二年	一年	三年	一年	三年	二年

に改め、同表農林水産部もつかるブランド推進課の項を削る。

--	--

(徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第四条 徳島県環境影響評価条例施行規則(平成十二年徳島県規則第百二十三号)の一部を

次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 徳島県危機管理環境部環境管理課

(徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部改正)

第五条 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「危機管理環境部環境首都課」を「危機管理環境部グリーン社会推進課」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県告示第二百四十六号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号の一部改正)

第一条 昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号(徳島県立自然公園を指定する件)の一部を次のように改正する。

「危機管理環境部環境首都課」を「危機管理環境部グリーン社会推進課」に改める。

(徳島県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正)

第二条 徳島県貸金業者登録簿閲覧規程(昭和五十八年徳島県告示第八百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「商工労働観光部商工政策課」を「商工労働観光部企業支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県訓令第9号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号を次のように改める。

八 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター

第六条第四項の表国際スポーツ局の項を削る。

(徳島県広報事務処理規程の一部改正)

第二条 徳島県広報事務処理規程(昭和三十八年徳島県訓令第五百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「県立総合大学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県行政考査規程の一部改正)

第三条 徳島県行政考査規程(昭和四十七年徳島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、人事課又は人事課行政改革室」を「又は人事課」に改める。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

第四条 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理環境部の項中「環境首都課」を「グリーン社会推進課」に改める。

(徳島県文書規程の一部改正)

第五条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県横断道・幹線道路用地推進センターの項を次のように改める。

― 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター ―

― 阿 南 芸 田 ―

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第六条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

徳島県固定資産評価審議会	委員	地方創生局長
--------------	----	--------

別表徳島県障がい者施策推進協議会の項中「健康づくり課長」を「ダイバーシティ推進課長 健康づくり課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中「県土整備部長 危機管理政策課長」を「県土整備部長」に改め、同表徳島県開発審査会の項中「環境首都課長」を「グリーン社会推進課長」に改める。

（徳島県全国知事会戦略本部設置規程の一部改正）

第七条 徳島県全国知事会戦略本部設置規程（令和二年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「徳島県南部総合県民局政策防災部及び徳島県西部総合県民局地域創生部」を「徳島県南部総合県民局地域創生防災部及び徳島県西部総合県民局地域創生観光部」に改める。

（徳島県統括本部設置規程の廃止）

第八条 徳島県統括本部設置規程（平成二十六年徳島県訓令第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県訓令第十号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県推進本部設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県推進本部設置規程

(設置)

第一条 社会構造の大きな変化を捉え、新たな社会の実現に向けた取組を、迅速かつ着実に実施するための全庁的な推進体制を構築するため、推進本部を設置する。

(名称及び分掌事務)

第二条 推進本部の名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	分掌事務
グリーン社会推進本部	自然エネルギーの活用によって、温室効果ガス削減の取組と経済活動の発展が両立するグリーン社会の実現に向けた施策の推進に関する事。
「新次元の分散型国土」創出推進本部	人口減少や災害の発生、感染症のまん延に対する課題の解決に向け、首都圏から地方への人の流れの創出及び新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するための施策の推進に関する事。
デジタル社会推進本部	全ての県民が、行政分野における手続のオンライン化等の推進による利便性を享受できるデジタル社会の実現に向けた施策の推進に関する事。

(構成等)

- 第三条 推進本部は、推進本部長、副推進本部長、リーダー及び本部員をもって構成する。
- 各推進本部の推進本部長は、知事とする。
 - 次の表の上欄に掲げる推進本部の副推進本部長及びリーダーは、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

推進本部	副推進本部長	リーダー
グリーン社会推進本部	副知事 政策監	危機管理環境部長

「新次元の分散型国土」創出推進本部	副知事 政策監	政策創造部長
デジタル社会推進本部	副知事 政策監 最高情報統括監	政策創造部長

4 本部員は、部及び局（徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条に規定する部及び局をいう。）の長（リーダーを除く。）、総合県民局長並びに会計管理者をもって充てる。

5 推進本部長は、前二項に定める者のほか、推進本部の目的の達成のため必要と認める者に、推進本部への出席を求めることができる。

（職務）

第四条 推進本部長は、推進本部の事務をつかさどり、副推進本部長、リーダー及び本部員を指揮監督する。

2 副推進本部長は、上司の命を受け、推進本部長を補佐する。

3 リーダーは、上司の命を受け、推進本部の事務を整理する。

4 本部員は、上司の命を受け、推進本部の事務を処理する。

5 副推進本部長、リーダー及び本部員は、職を保持したまま推進本部において職務を処理するものとする。

（下部組織）

第五条 推進本部長は、効率的な推進本部の運営を図るため、推進本部に下部組織を設置することができる。

2 下部組織には、長を置く。

3 下部組織の構成及び議事の手続その他運営に関し必要な事項は、下部組織の長が推進本部に諮って定める。

（庶務）

第六条 次の表の上欄に掲げる推進本部の庶務は、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

推進本部	課
グリーン社会推進本部	グリーン社会推進課
「新次元の分散型国土」創出推進本部	総合政策課
デジタル社会推進本部	デジタルとくしま推進課

（雑則）

第七条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

とくしま感染症・疾病予防対策センター設置規程

(設置)

第一条 平時及び危機発生時における感染症対策をより一層強化するため、感染症に関する調査、分析、検査、情報発信等の機能の一元化による感染症に対する危機管理体制の構築を図るとともに、慢性疾患の予防等の健康増進対策を一体的に担う拠点として、とくしま感染症・疾病予防対策センター（以下「センター」という。）を設置する。

(構成等)

第二条 センターにセンター長を置き、感染症・疾病予防統括監をもって充てる。

2 センターに副センター長を置き、保健福祉部次長（保健福祉部長が指定する者に限る。）をもって充てる。

3 センターに班を置く。

4 班の名称、分掌事務及び担当する所属は、次の表のとおりとし、班長及び班の構成員は、担当する所属の職員のうちから知事が指名する。

班	分掌事務	担当する所属
感染症対策班	感染症に関する調査、分析及び情報発信に関すること。	感染症対策課
疫学調査・現場対応班	検体の採取及び積極的疫学調査の実施に関すること。	徳島県東部保健福祉局 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部
検査班	感染症に関する検査の実施及び研究に関すること。	徳島県立保健製薬環境センター 徳島県家畜防疫衛生センター
医療提供対策班	ワクチンを接種するための体制の整備及び医	ワクチン・入院調

		療物資の確保並びに患者の入院等に関する関係機関との調整に関すること。	整課
疾病予防対策班		慢性疾患の予防等の健康増進対策に関すること。	健康づくり課 寿いきがい課 長
施設指導班	感染症の発生の予防及びまん延の防止のための高齢者施設等の指導に関すること。	長寿いきがい課 障がい福祉課	

(職務)

第三条 センター長は、センターの事務をつかさどり、副センター長及び構成員を指揮監督する。

- 2 副センター長は、上司の命を受け、センター長を補佐する。
- 3 班長は、上司の命を受け、センターの事務を整理する。
- 4 班の構成員は、上司の命を受け、センターの事務を処理する。
- 5 本部長、副本部長、班長及び班の構成員は、職を保持したままセンターにおいて職務を処理するものとする。

(対策会議)

第四条 センター長は、必要に応じ、対策会議を開催するものとする。

- 2 対策会議は、センター長を座長とし、座長が招集する。
- 3 対策会議の出席者は、副センター長並びに座長が指名する班長及び構成員とする。
- 4 座長は、前項に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(各機関との連携体制の構築)

第五条 センターは、国の機関、他の地方公共団体、医療機関、検査機関、大学等と感染症及び疾病対策に関する情報の共有等を行い、平時から連絡協力体制の構築を推進するものとする。

(庶務)

第六条 センターの庶務は、感染症対策課及び徳島県徳島保健所において処理する。

(報告)

第七条 センター長は、知事に対し随時センターにおける業務の処理の状況を報告するものとする。

(雑則)

第八条 この訓令に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。